

外国人による国民健康保険料等の未払い対策の実施を 求める意見書

我が国では、少子高齢化などによる人手不足への対応策として、外国人労働者の受入れを拡大しているが、近年、外国人による国民健康保険料等の未払いが深刻な問題となっている。

厚生労働省は本年４月、国民健康保険料に関し、データの集計が可能な１５０自治体における令和６年（２０２４年）４月から１２月までの未納率について、日本人を含む全体が７％であったのに対し、外国人は３７％であったとの調査結果を発表した。

国民皆保険制度は、国民が支え合い、公平に負担することで成り立っているため、このまま放置すると、国民の負担を増やす要因となり、結果的に制度が成り立たなくなるおそれがある。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項に早急に取り組むよう強く要望する。

記

- １ 外国人の国民健康保険料等の納付状況について、全国的な調査を行い、実態を明らかにすること。
- ２ 未払いがある外国人に対する在留資格の制限や、在留期間の更新要件の厳格化などにより、各種制度の実効性を確保すること。
- ３ 国民健康保険への加入要件の見直しなどの未払い対策を検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年１０月１日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣

法務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長